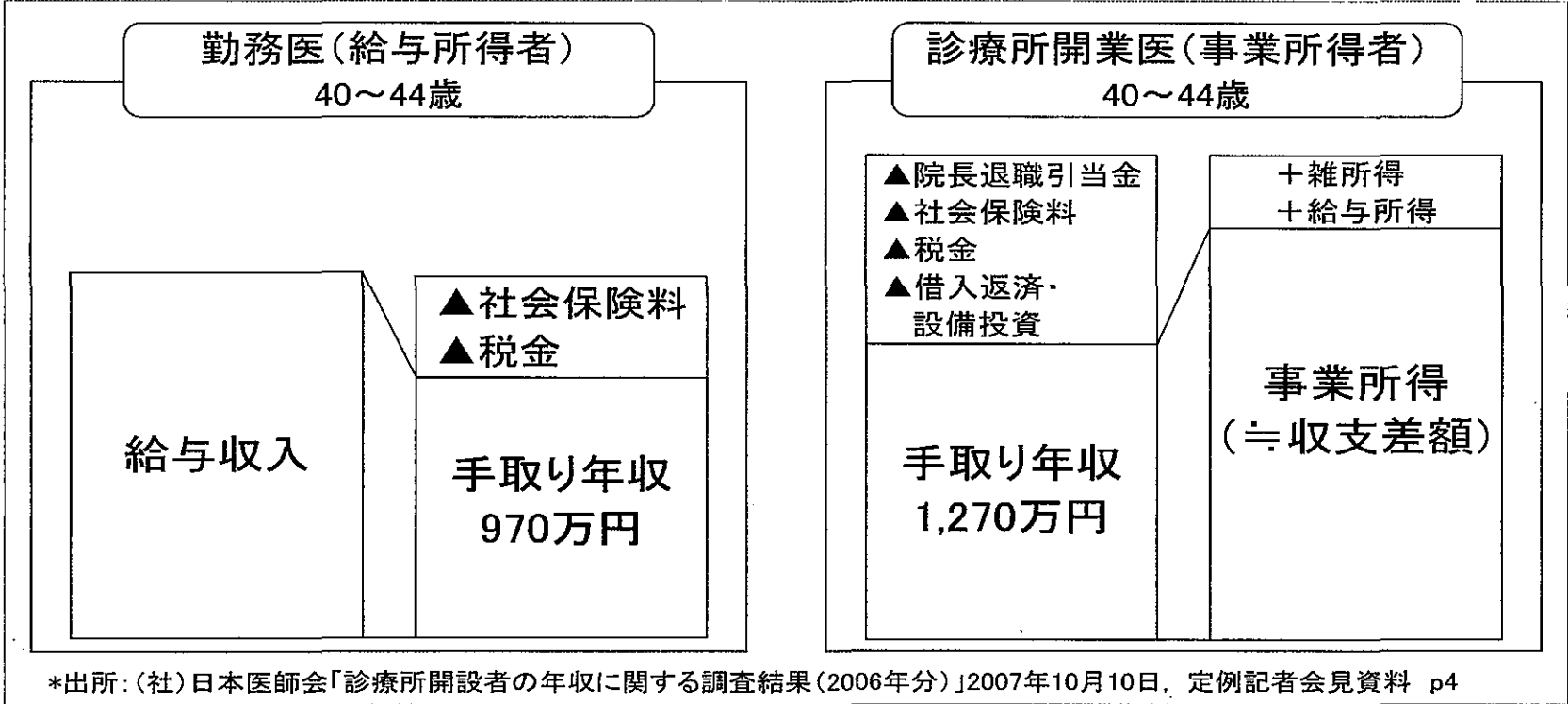


病院勤務医と開業医(個人)の給与について

財政審は、個人事業主である開業医(個人)の収支差額が、病院勤務医の2.0倍であると指摘している※注)。しかし開業医(個人)は、収支差額の中から、退職金相当額を留保し、社会保険料、事業にかかわる税金を支払い、借入金の返済も行う。仮に比較するとしても、「手取り年収」で比較すべきである。



※注) 財政審建議資料p63